

神津島村森林整備計画書

計画期間
自 令和4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

東京都
神津島村

(令和4年4月 樹立)

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は東京から南南西へ約178kmの海上にあり、伊豆諸島のほぼ中間に位置する周囲約22km、面積18.58km²の島である。海岸線は白砂青松の砂浜入り江が続き、島中央部に最高点の天上山（海拔572m）が屹立し、南へ高処山、秩父山がラクダの背状に連なり平地に乏しく、東側は断崖絶壁となっている。天上山に源を発する神津沢は、伊豆諸島で最も規模が大きく西側へ注ぎ、この周辺に集落が集中している。

神津島の地質は流紋岩質の白ママ層と呼ばれる火山噴出物で、白い島が形成されている。表土は南部の空港周辺が肥沃でレザーファン、明日葉等の生産地帯となっている。

天上山から多幸湾、沢尻湾を望む地域は、山地災害防止機能の高い森林が多く、保健文化機能及び一部水源涵養機能の高い森林とも重複している。このため、努めて天然林を保全するとともに、局所的にはスギ、マツの人工造成も可能であり、景観の維持等に配慮して森林の整備を行なうことが望ましい。

本村の森林面積は、1,428ヘクタールで、林野率は77%を占めている。うち民有林面積は、1,416ヘクタールで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林面積は104ヘクタールとなっている。

今後、過密林や老齢林の間伐・枝打ちを積極的に行なうとともに、木炭生産等による伐採木の有効利用を推進し、森林の更新サイクルの確立を目指して、生産基盤の安定・向上を図ることが緊急の課題となっている。

2 森林整備の基本方針

適切な森林整備を推進していく為には、村全体の発展方向に十分留意するとともに、国・都等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等を活用することとする。

(1) 地域の目指す森林資源の姿

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透、保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達して土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなどの、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いや学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

神津島村は富士箱根伊豆国立公園に指定されており、森林は多様な樹種からなる広葉樹、天然林が主体であり保健文化機能が極めて高い。また、台風及び季節風による暴風日数や降水量も多く、地形、地質的にも土砂流出の危険度が高く、森林の果たす役割も大きいため、以下の基本的な考えに沿って行うものとする。

ア 山地災害防止機能

台風や梅雨、秋雨前線による豪雨等が原因となる土砂の流出の災害が多い。火山灰の堆積する地形急峻な地域では、山地災害防止機能を高めるために、保安林の指定や適正な管理を推進するとともに、オオバヤシャブシ、シイ、オオバエゴノキなどの天然林の保全に努める。

また、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合は、谷止や土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

イ 快適環境形成機能

台風及び強い季節風から集落等を守るため、保安林の適切な管理を行うとともに、防風、防潮等の重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

ウ 文化機能

自然景観の保持を図り文化機能を高めるため、クロマツ、シイ、ヤブツバキなどの天然林を保全する。

エ 生物多様性保全機能

森林は、固有種、希少な生物の生育、生息の場として、生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、神津島村の自然条件等に適した、様々な樹種から構成される森林がバランスよく配置した森林整備を推進するものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

当村においては、木材生産を目的とした林業従事者は少なく、特用林産物の生産者がいる程度である。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮した林齢で伐採する。
樹種別の標準伐期齢は次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	天然下種により生育	ぼう芽により生育	人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、山地災害防止、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。

また、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとすること。

(1)皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、以下によること。

ア 自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

イ 時期については、樹種ごとの生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

ウ 1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設ける確な更新を図ることとする。

(2)択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、以下によること。

ア 単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合には40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な繰り返し期間によることとする。

イ 天然更新を前提とする場合は、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。

3 その他必要な事項
特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林に当たっては、次項を指針としながら、現地の状況に応じた的確な更新を図るものとする。その際、伐採と造林の一貫作業システムの導入検討等、低コスト化にも努めるものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クロマツ、スダジイ、ヤブツバキ、オオシマザクラ、オオバヤシャブシ、ヒサカキ	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立の方法別の植栽本数

(ア) 育成単層林

- ① 人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して定めるものとし、スギ・ヒノキ・マツについては下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

なお、下表により定められた本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員または、神津島村産業観光課職員とも相談の上、適切な本数を植栽すること。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
マツ	中仕立て	3,000	
その他広葉樹		1,000～ 3,000	

- ② 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地ごしらえを行うこととし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意する。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

- ③ ぼう芽による更新を行う場合には、次項(2)のイに準じて行うこととする。

(イ) 育成複層林

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、次項(2)のイに準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に配慮するものとする。
植付けの方法	気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において実施するとともに、以下の(1)～(3)の事項により適確な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クロマツ、イヌマキ、オオバヤシヤブシ、オオバエゴノキ
ぼう芽による更新が可能な樹種	スタジイ、タブノキ、ヒメユズリハ、ヤブツバキ、ハチジョウグワ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ヒサカキ、ハチジョウイボタ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000 本/ha

なお、地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、確実に更新を図るものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	カヤ・シノダケ生地では、種子の着床と稚樹の発生を図るため、主伐の1～2年前にカヤ・シノダケの刈り払い及び除草剤の散布を行うこととする。 ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新の場合、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行う。 また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業種別	植栽本数(本/㍍ ²)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	・・・		
スギ	短伐期	2,000~4,000	16~25	26~30	31~35				1 間伐率 本数率で30%を標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日からの起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。 また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長量に留意すること。	概ね3回実施
	長伐期	2,000~4,000	16~25	26~30	31~35	45~50	51~55			概ね5回実施
ヒノキ	短伐期	2,000~4,000	16~25	26~30	31~35				2 選木方法 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 3 間伐の実施時期 (1)標準伐期齢未満の場合 おおむね10年に1回程度 (2)標準伐期齢以上の場合 おおむね15年に1回程度	概ね3回実施
	長伐期	2,000~4,000	16~25	26~30	31~35	45~50	51~55			概ね5回実施

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	10年	13年	20年			
下刈り	スギ ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6~9月を目安とする。	
除伐									1				造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、通年とする。	
つる切											1	1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6~9月を目安とする。	
枝打ち											1	1	病虫害等の発生を予防するとともに、材の完成度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の9月上旬~3月上旬を目安とする。	

注) 下刈りについては、省力化・効率化にも留意し、現地の状況に応じ、実施時期や回数の見直しも可能とする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1により定める。

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
住民の日常生活に密接な関わりを持つ居住地周辺であって、季節風の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、台風等の気象条件等からみて海岸線の防風・防潮等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

- (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

火山活動によって形成された観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林、村民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、島特有の希少な生物が生育・生息する属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

- (エ) その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

該当なし。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積(㌠)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 林班の全部	61.52ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3, 4, 5, 1 2 林班の全部	277.84ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1, 2, 7～11, 13～35 林班の全部	1,076.28ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材等生産機能の維持増進を図る森林	該当なし	—

注 森林の区域の記載については、付属資料の神津島村森林整備計画概要図(1)に図示する。

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(㌠)
伐期の延長を推進すべき森林		6 林班の全部	61.52ha
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	6 林班を除く、全部の林班	1,354.12ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に必要な森林情報の提供や助言などを行い、意欲ある森林所有者や林業事業者等への長期の施業等の委託を促すとともに、林業経営の委託による経営規模の拡大に努めることとする。

2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、森林の経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担える林業事業者の育成に努める。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供・助言を行い、森林経営の受委託等による規模の拡大に努めることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託等を実施するにあたっては、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

特になし。

5 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林所有者規模は、5 畝未満の所有者が99 戸と小規模であり、材価の低迷や労働力の減少などにより森林所有者単独で森林施業を行うことは困難である。

今後は、森林施業実施協定の締結等により、地域が一体となって共同し施業を行うよう促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化及び合理的な林業経営を図るため、森林所有者に対して森林管理の重要性を周知し、施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を共同で作成する者は、森林施業や路網の整備等に関して相互に連携協力し、一体として効率的に実施するよう努めるものとする。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5 カ年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	(改良)	林道	神津島村	天上山	1	671		神-1	
			計	1路線	1	671			
	(舗装)	林道	神津島村	天上山	0.3	671		神-1	
				宮塚山	0.0	118	○	神-2	
			計	2路線	0.3	789			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点
該当なし。

イ 細部路網の維持管理に関する事項
特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし

2 その他必要な事項
特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、マツクイムシの被害については、減少傾向が見受けられるものの、依然として続いている状況にあることから、必要に応じて防除及び駆除対策を講じるものとする。また、本村周辺の島においてハスオビエダシヤク、トビモンオオエダシヤクによる深刻な被害が発生している。このため、エダシヤク類の発生についても注視し、適時的確な防除等を行うものとする。

また、ナラ枯れ被害についても、近隣県や都内においても発生が確認されていることから、引き続き発生状況に留意し、関係機関と情報共有に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他
特になし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

特になし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等の事項のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発等を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他

入山者の多い地域を対象に林地開発等の森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網整備の状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ヘクタール)
村内全域	1～35林班全部	1415.64

注 森林の区域の記載については、付属資料の神津島村森林整備計画概要図(2)に図示する。

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画にすること

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

郷土種の苗木を植栽する方法を主体として林地の回復に努めるものとする。

- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

各機能に応じた森林施業に努めるものとする。

- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(ア) 森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は共同委託により実施すること。

(イ) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

(ウ) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

(エ) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

本村における松くい虫は、島内全域に広がり伐倒駆除等の結果により被害量は減少傾向にあるが、依然として終息には至らず、毎年発生している。今後は、従前から施行している薬剤散布や樹幹注入等の予防策と併せて、被害跡地へのクロマツ等の導入による樹種転換事業への取組みも積極的に行うこととする。

さらに、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本村の主要な産業である観光業発展には、海岸林等による名勝が欠かせない存在となっている。森林整備を推進することによって、観光資源を整備し地域活性化を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

林道、探索道等の整備を充実し、観光・レクリエーション機能の充実など、森林資源の積極的な活用を行う。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林整備の推進を図るうえでは、積極的な住民参加が必要不可欠である。そのため、森林資源の循環利用の重要性普及に努めるとともに、講習会や意見交換会の開催等により地域住民の参加の場を設け、多種多様な意見を反映させながら、住民主体の森林整備を目指すこととする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし。

(3) その他

特になし。

6 その他必要な事項

神津島村の森林計画区域は富士箱根伊豆国立公園に指定されているので、特別保護地区においては禁伐、それ以外の特別地域では皆伐が認められていないので当該制限に従った森林施業を行う必要がある。

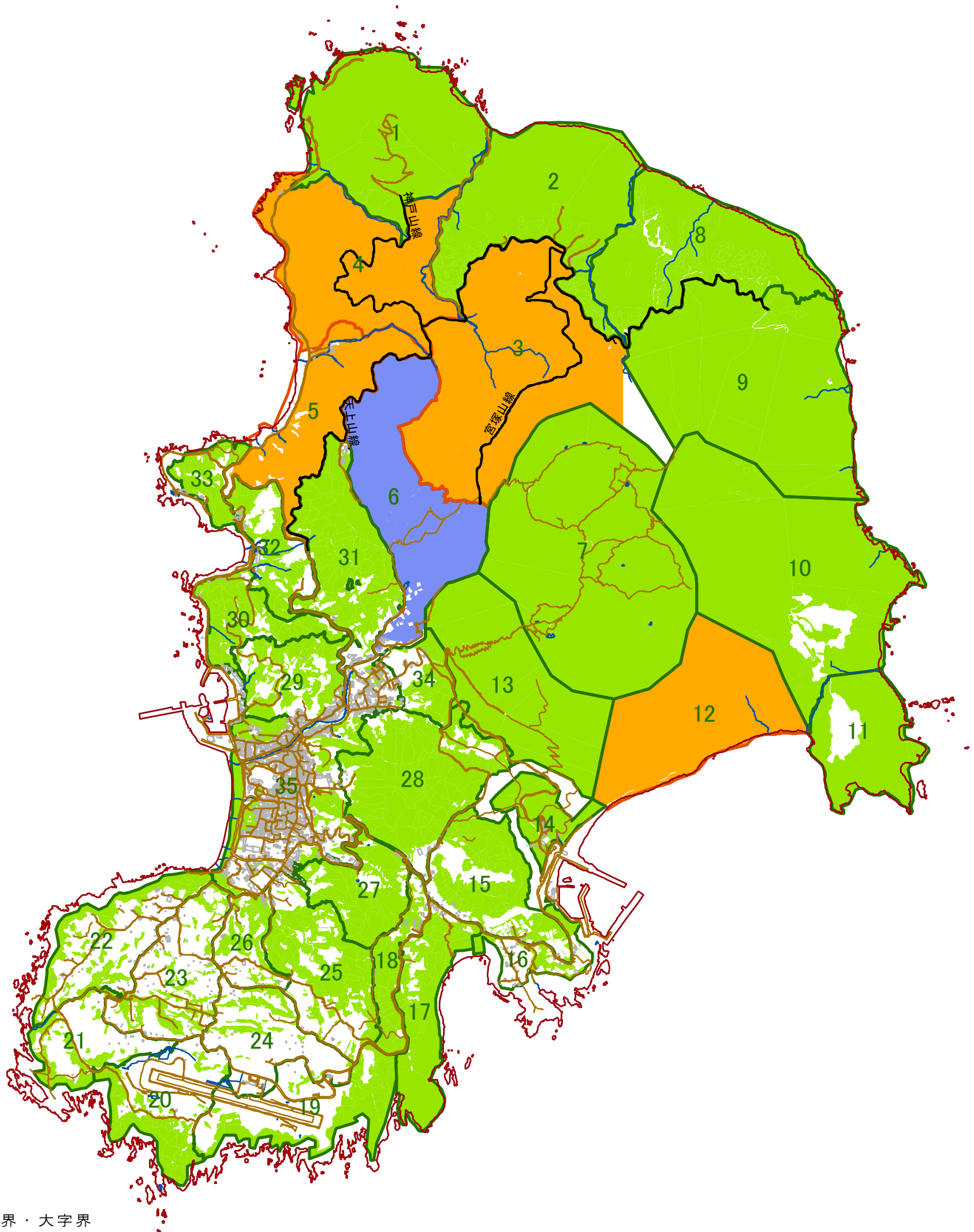
付属資料

- 神津島村森林整備計画概要図(1)
- 神津島村森林整備計画概要図(2)

神津島村森林整備計画概要図(1)



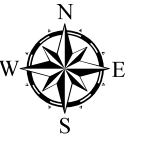
1:25,000



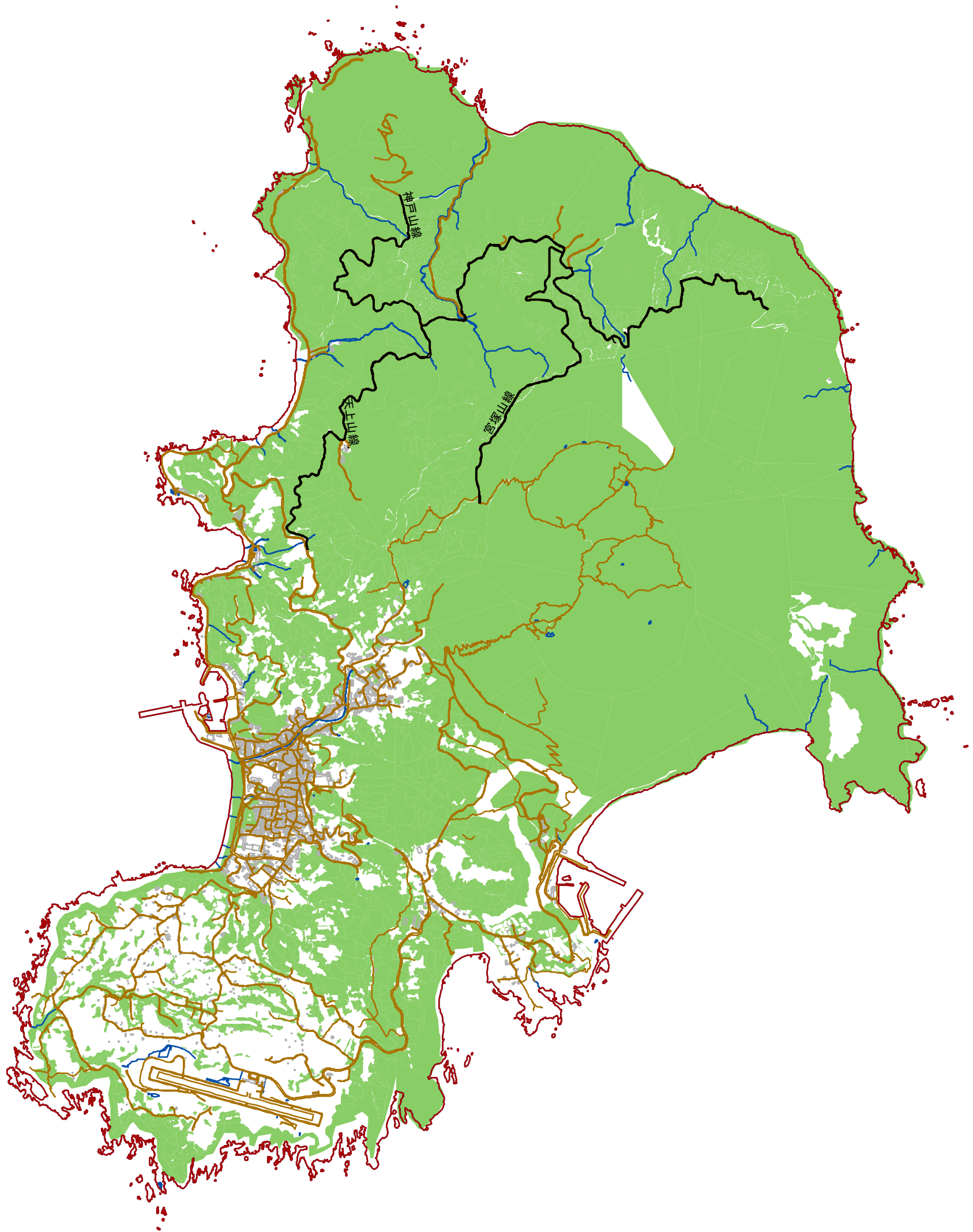
凡例

- 市町村界・大字界
- 林道（既設）
- 都道・市町村道
- 建物
- 用水路（一条河川）
- 水源涵養維持増進森林
- 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林
- 保健文化機能維持増進森林

神津島村森林整備計画概要図(2)



1:25,000



凡例

- 市町村界・大字界
- 林道（既設）
- 都道・市町村道
- 建物
- 用水路（一条河川）
- 村内全域区域